

議案第57号

基山町と鳥栖市との公共下水道事業に係る事務の委託に関する規約の変更に  
ついて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、基山町と鳥栖市との公共下水道事業に係る事務の委託に関する規約を別紙のとおり変更することについて協議したいので、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求める。

平成28年12月5日提出

基山町長 松田 一也

提案理由

基山町大字長野字会田の一部区域の下水を鳥栖市の公共下水道で処理するため。

平成28年12月13日原案可決